

**平成 31 年度「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に定める
特定調達品目の追加及び判断基準・配慮事項見直し等の概要**

1 過去の経過等

- 本県では、平成 11 年 3 月に「グリーン製品購入基本指針」（用度室所管）を制定し、環境配慮型製品の購入を推進してきた。
- 平成 13 年 4 月 1 日に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が施行され、国の「環境配慮物品等調達の推進に関する基本方針」が示され、地方公共団体にも環境物品の調達方針作成の努力義務が規定された。
- 本県では、関係部局と調整の上、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定し、平成 13 年 10 月 1 日より施行している。
- 国の基本方針改正を踏まえ、平成 31 年度は以下のとおり県基本方針の見直しを行う。

2 県基本方針の見直しについて

平成 31 年度は、国の基本方針の改正内容に準じて基本方針本文及び判断基準等の見直しを行うこととする。（県独自の分野・品目に関する改定は無し）

(1) 変更概要

ア 品目数

- 平成 30 年度品目数 24 分野 282 品目 （国：21 分野 275 品目）
- 平成 31 年度品目数 24 分野 283 品目 （国：21 分野 276 品目）

1 品目追加、24 品目判断基準・配慮事項等見直し

イ 見直し内容（主な内容）

分野等	見直しを行う品目等	見直し内容
基本方針本文	目的・基本的考え方等	・国基本方針の改定に即し、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、同一事項の判断基準において「基準値 1」及び「基準値 2」を設定。 「基準値 1」：より高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの 「基準値 2」：最低限の基準として示すもの
2 納入印刷物	（冊子類、ポスター、チラシ、パンフレット、リーフレット）	・オフセット印刷工程における VOC 発生抑制に係る基準の変更等
7 画像機器等	コピー機	・再生プラスチックの使用に係る判断の基準及び配慮事項を追加
	複合機	
	拡張性のあるデジタルコピー機	・製品本体重量・消費電力及び待機時消費電力に係る判断の基準の強化、固体光源（LED、レーザー等）に係る判断基準の変更等
プロジェクタ		
11 家電製品	電気冷蔵庫	・エネルギー消費効率に係る 2 段階の判断の基準を設定
	電気冷凍庫	
	電気冷凍冷蔵庫	
	テレビジョン受信機	・受信機型サイズが 39V 型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長

12 エアコン ディショナ ー等	エアコンディショナ ー	・業務用エアコンディショナーについて、エネルギー消費効率 に係る 2 段階の判断の基準を設定
13 温水器等	ヒートポンプ式電気 給湯器	・業務用ヒートポンプ式電気給湯器のエネルギー効率につい て、成績係数 (COP) から年間加熱効率に変更
14 照明	LED 照明器具	・ 2 段階の判断の基準を設定 (投光器及び防犯灯を除く)
18 インテリ ア・寝装	カーテン	・バイオベース合成ポリマー含有率の適用について経過措置の 終了
	布製ブラインド	
22 設備	太陽熱利用システム (公共・産業用)	・空気集熱式集熱器に係る判断の基準を追加 等
23 公共工事	木材・プラスチック 複合材製品	・園路広場工事での使用における対象範囲を見直し
	吸収冷温水器	・ JIS B 8622 の改正に伴う見直し (冷房の成績係数の強化及び 期間成績係数の設定)
	洋風便器	・品目名称を「大便器」に変更するとともに、対象範囲、判断 の基準を見直し
24 役務	食堂	・ワンウェイのプラスチック製の容器等の原則使用禁止、食品 廃棄物削減のための措置、食べ残しの削減のため食堂利用者 への普及啓発について判断の基準に追加 等
	加煙試験	・フロン類の不使用に係る経過措置の終了
	清掃	・手洗い用の植物油脂を原料とした石けん液又は石けんについ て、持続可能な原料の使用を配慮事項から判断の基準に格上 げ
	庁舎等において営業 を行う小売業務	・ワンウェイのプラスチック製品の排出抑制、食品廃棄物削減 のための取組、植物由来のプラスチック製買物袋の使用等に ついて判断の基準に追加 等
	飲料自動販売機設置	・飲料容器の回収箱の設置、容器の分別回収及びリサイクルの 実施について、配慮事項から判断の基準への格上げ
	会議室運営	・紙の資料・印刷物等のリサイクル、会議参加者への情報提供、 飲料提供時の配慮等を判断の基準に格上げ 等
	印刷機能等提供業務	・新規追加

<参考1> 県独自の分野・品目一覧表

分野	品目	設定理由
(2 納入印刷物)	納入印刷物	<県独自分野> 国では役務分野として設定。 納入印刷物については、当県の財務会計上、物品扱いとしている。
(3 文具類)	クリアフォルダー	再生材の利用促進
	紙製つづりひも	県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。
4 雑貨類	ペーパータオル	<県独自分野> ペーパータオル、キッチンペーパーは、県内産業の活性化（古紙パルプ製造）に資するため。 その他も、生産材料等の使用について定めており、再生材料の利用推進に資するため。
	キッチンペーパー	
	布製バック	
	紙ひも	
	水切り袋	
	トイレットペーパー ティッシュペーパー	
6 木製受注家具	木製受注家具	<県独自分野> 県産材の積極的な利用促進に資するため。
(20 設備)	風力発電システム	導入推進に係る環境配慮。

* 分野内（ ）は国の基本方針と同じ分野

<参考2> 静岡県環境物品等の調達に関する基本方針の見直し状況等

H11.3	「グリーン製品購入基本指針」策定（用度室）	
H13.10.1	15 分野 103 品目	地球環境室と用度室で「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」を策定
H14.4.1	16 分野 169 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H15.4.1	18 分野 194 品目	
H16.4.1	19 分野 218 品目	
H17.4.1	20 分野 221 品目	
H18.4.1	20 分野 228 品目	
H19.4.1	20 分野 235 品目	
H20.4.1	21 分野 250 品目	
H21.4.1	22 分野 259 品目	
H22.4.1	22 分野 271 品目	
H23.4.1	22 分野 265 品目	
H24.4.1	22 分野 265 品目	国の基本方針の改定を受け、見直しを実施
H25.4.1	22 分野 270 品目	
H26.4.1	22 分野 271 品目	
H27.4.1	24 分野 277 品目	
H28.4.1	24 分野 277 品目	
H29.4.1	24 分野 281 品目	
H30.4.1	24 分野 282 品目	

3 平成 31 年度環境物品等調達方針及び調達目標の策定について

毎年度、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」に基づいて、「環境物品等調達方針及び調達目標」を策定し、物品等の調達を実施している。

平成 31 年度については別添のとおりとし、平成 30 年度と同様の目標とする。

なお、2 段階の判断の基準を設けた品目の実績は、基準値 2 を満たしているものを集計するものとする。

(参考) 環境物品等の平成28、29年度調達実績及び平成30年度調達目標

品 目		H28 実績	H29 実績	H30 目標
1	用紙類	99.85%	99.74%	100%
2	納入印刷物	99.32%	99.66%	100%
3	文具類	98.19%	99.22%	100%
4	雑貨類	99.99%	99.97%	100%
5	オフィス家具等	99.72%	98.90%	100%
6	木製受注家具	100.00%	94.05%	100%
7	画像機器等	99.94%	100%	100%
8	電子計算機等	99.85%	99.94%	100%
9	オフィス機器等	99.74%	100%	100%
10	移動電話等	100.00%	100%	100%
11	家電製品	100.00%	99.34%	100%
12	エアコンディショナー等	100.00%	100%	100%
13	温水器等	100.00%	100%	100%
14	照明	100.00%	100%	100%
15	公用車等	92.77%	96.51%	100%
16	消火器	100.00%	100%	100%
17	制服・作業服	99.97%	99.57%	100%
18	インテリア・寝装	100.00%	100%	100%
19	作業用手袋	99.72%	100%	100%
20	その他の繊維製品	100.00%	98.64%	100%
21	防災備蓄用品	100.00%	98.92%	100%

※公用車（台数ベース）を除いた分野は、金額ベース（環境基準適合物品購入額÷特定調達品目購入額）で算定

※数値目標は基本方針に定めている24分野のうち、物品に関わる21分野のみ設定（いずれも100%）。